廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1.事業の概要

建設リサイクル法は、法施行時において全国的にリサイクル処理が可能である4つの特定建設資材について、法の対象としてきたところであり、 再資源化率も目標値を既に超えるなど順調に行われている。

本年5月に<u>施行後5年が経過</u>し、附則に定められた見直し時期を迎えたことから、今後、見直しの検討を行っていくこととしており、これを踏まえた<u>建設リサイクル法の円滑な施行のための普及啓発等を行う</u>とともに、建設廃棄物のより一層の再資源化促進を図るため、<u>新たな特定建設資材の</u>追加検討を行うための基礎調査を行うものである。

2. 事業計画

建設リサイクル法の普及・啓発事業等(平成20年度~)

建設リサイクル制度について、<u>解体事業者、消費者、地方公共団体等の関係者に対し</u>て、ポスター、パンフレット等を通じて<u>周知徹底する</u>ことにより、法の円滑な施行を図る。

廃石膏ボードの再資源化促進方策検討事業(平成20年度~)

今後、排出量の増加が見込まれる<u>廃石膏ボードについて、再資源化状況に関する調査を実施</u>し、再資源化の状況と技術開発状況、自治体における対応等を調査するとともに、学識者、業界等からなる検討会を設置し、再資源化の方策を検討する。

3. 施策の効果

建設リサイクル法に基づき、建設廃棄物の<u>適正なリサイクルの推進</u>が 期待できる。

再資源化状況に関する調査等により、廃石膏ボードの状況を正確に把握することで、再資源化の円滑な施行に資する。

4. 備考

建設リサイクル推進事業費 33,100千円

- (目)職員旅費
- (目)環境保全調査費(民間事業者に対する請負事業により実施予定)

(内訳)

建設リサイクル法の普及・啓発事業5,389千円行政報告の電子化の検討15,070千円廃石膏ボードの再資源化促進方策検討12,641千円

【建設リサイクル推進事業費】

【建設リサイクル法の普及・啓発事業】

・本年5月に法施行後5年を経過し、附則に基づき見 直し検討を行う予定。

【改正を行う場合は、次期通常国会に改正法案提出予定】



法の内容を周知徹底することにより、関係者意識向上を図る

ポスター、リーフレット等により重要性を周知徹底



不法投棄の減少など法の円滑な施行を図る

【廃石膏ボードの再資源化促進方策検討】

- ・廃石膏ボードの排出量が、2005年度140万トン →2010年度176万トン、2013年度199万トンに達する見込み。
- ・最終処分量の約1割が廃石膏ボードである。
- ・最終処分場において、廃石膏ボードに起因する 硫化水素ガスの発生事例が多発。



廃石膏ボードの再資源化等処理方策の検討が必要

再資源化の状況、技術開発の状況、自治体の対応状況について調査検討



安全性を担保し、再資源化を促進することにより最終処分場逼迫を回避する。